

フランスの新保守主義ーネオリベラリズム

渡 邊 啓 貴

はじめに——フランスの保守主義とリベラリズムの歴史的背景——

第一章 「ポスト・ドゴール時代」の保守主義ーリベラリズム

第二章 社会党政権の政策——「大きな政府」から「小さな政府」への転換——

第三章 シラクの新保守主義——ネオ・リベラリズムへの転換——

第四章 国家指導的民営化 (State-directed privatisation)

終章 比較の視座からのフランスの新保守主義ーネオリベラリズム——ディリジスムからの「解放」——

はじめに——フランスの保守主義とリベラリズムの歴史的背景——

フランスでは伝統的に政治勢力を大ざっぱに右翼と左翼と呼称し、その対立軸で考察する。ここでは、大統領選挙の決戦投票投票で二分される一方の政治勢力、すなわち共和国連合 (RPR) とフランス民主連合 (UDF) を「保守主義」として扱う。

周知のように、フランスの右翼は歴史的には三つのカテゴリー、すなわち「正統君主主義反革命支持派」、そ

れより民主的だが、ひとりの人間の権威的リーダーシップを支持する「ボナパルト主義者」、穏健・ブルジョワ的な自由右翼としての「オルレアニスト」に分類される（ルネ・レモン、フランソワ・ゴゲル）。本稿では、ここでいう右翼を保守主義と言い換えて、現代フランスの保守主義の二つのグループ、すなわち旧ドゴール派と中道派¹、穏健右翼は各々ボナパルト主義者とオルレアニストの系譜にあるものとする。

君主主義的（王党派の）保守主義が、一九世紀後半から末にかけて政治・社会的プレゼンスを失っていく中で、一部の政治勢力を別にした大部分の政党は「共和主義」に立脚することを基本とするようになっていった。その意味では、あえて言えばフランスの保守主義とは共和的保守主義である。そして、第三共和制の主役が「権力に ついたブルジョワジー」であるとするれば、保守主義も階級論的に言えばブルジョワジー（広義には近代市民、ここでは特に上層ブルジョワジー）の思想となったのである。

また、リベラリズム（とくに経済的リベラリズム）は本来反君主主義の理念として、原義的な意味でのナショナリズムとともにブルジョワジーの主張であるから上記のオルレアニストの中心的理念であると同時にボナパルト主義の享有するところでもあった。ふたつの保守主義は、権威主義からリベラリズムの間の濃淡の違いとして理解できる（権威的保守主義、リベラル保守主義）。

さらに、フランスでは、自由の観念は共和派的概念の主要なひとつであることから、リベラリズムは左右いずれもが支持する概念でもある。その意味では、現在の社会党が綱領において執拗に「自由」の理念を強調することとも不思議ではない。しかし、左右の違いは、「国家エリート（上から）のリベラリズム（conservative-liberalism）」と「社会（下から）のリベラリズム（social-liberalism）」という、結局は同じ方向に収斂していく二つの起点をもったベクトルの運動と捉えることができる。

第一章 「ポスト・ドゴール時代」の保守主義ーリベラリズム

ドゴールによって始められた第五共和制は、いわば「保守支配の政治構造（シャルロ）」を意識したものであった。ドゴールの権威的保守体制は、高度成長の時期とも重なってフランスの伝統的なディリジスム（国家管理主導の経済＝統制経済）・エタティスム（国家主導主義）によるフランスの飛躍を導いた。しかし、五月危機に露呈された先進産業社会に共通の社会・経済上の構造的歪みが次第に顕著になるにつれて、ドゴール的な支配体制はその修正を否応無く求められることになる。それが、ポンピドゥーからジスカール・デスタンの時代にかけてのリベラリズムへの傾斜である⁽²⁾。

一 シャバン・デルマスの「新しい社会」

ポンピドゥー大統領時代の六九年九月、シャバン・デルマス首相は国民議会で「新しい社会」の演説を行なった。彼は、六八年五月危機で提示されたフランス社会への警告に答えようとしたのである。それは、社会学者クロジェの表現を借りると、フランスという硬直した「閉ざされた社会」の改革を意味した。国家の役割を再考し、リベラリズムと近代化というコンセプトの下での経済・社会構造の改革であった⁽³⁾。

ラジオ・テレビの自由化のために、情報大臣を廃止し、情報の自立機構としてORTF（フランス・ラジオ・テレビ放送機構）を新設、ドゴールよりも穏健な地方制度改革、フランス企業の競争力強化のための工業化政策、輸出振興政策などを行なった。

労使関係においては、六八年二月のグルネル協約で企業内の組合活動が公認され、労組代表に発言権が与えられるようになっていた。シャバン・デルマスは「社会契約政策」を掲げ、各層との対話を進めていった。団体

協定による新たな体制への移行、そして、公共部門での団体交渉（合意による「進歩の協約」、ルノー公団の小規模労働者持ち株制度、経済社会評議会・諸近代化委員会への労組代表の参加拡大などを実現した。これらの「契約政策」は、キリスト教系労組出身のドロール顧問（後のEC委員長）の進言によるもので、社会パートナーとして、国家・労組・企業の間で新たな恒常的な協調のための手続きの構築を狙いとしていた。⁽⁴⁾ 加えて、賃金の月給制導入やそれまでのSMIG（全産業一律最低保障賃金）に代わる物価スライド式のSMIC（全産業一律スライド制最低賃金 *salair minimum interprofessionnel de croissance*）（一九七〇年一月七日）の創設があった。とくにSMICは物価スライド制を導入し、経済状況一般も考慮するとされたが、そのことは最低生活水準の保証というだけでなく、経済成長の果実の配分という新たな政府の姿勢を意味した。さらに、六八世代の要求に答えて、自然環境保護大臣を新設したことはまさに、新しい大統領の時代が近代化を志向していることを国民に強く印象づけたのであった。

二 ジスカール・デスタンのリベラル先進社会

一九七四年に大統領に就任したジスカール・デスタンは、『リベラル先進社会』へと改革すること（5）を主張し、「自由・中道主義・欧州統合」を標語として掲げた。フランス社会はもはや対立する階級間の闘争の社会ではなく、中間層の支持による中道主義に依拠するリベラルな社会正義の実現を目指す（5）と説いたのである。ラジオ・テレビの自立を目的とするORTFの改編によってラジオ・フランス、TF1、アンテンヌ2、FR3（いずれもテレビ局）はそれぞれ独立した（ORTFは七四年解体）。社会保障全般的適用（一九七四年二月・七五年七月）・大量解雇の規制（七五年一月）⁽⁶⁾ などの数多くの社会福祉面での改革や事業免許税の廃止（職業税の導入）などが矢継ぎ早に決められると同時に、中等教育改革（七五年七月アビHyab法：第二段階第一課程までの平等の

教育を受ける権利」を定めた。

ドゴール主義の古い体質を払拭しようというジスカールデスタン時代のリベラリズムの新しい息吹をとくに感じさせたのは、避妊薬品の薬局販売の許可、離婚理由の範囲拡大と手続の簡素化などであり、とくに中絶法は国を上げた議論を展開させた。また、刑務所、就学前教育、移民労働者、社会行動などこれまでにない分野の閣外相を設置し、『レクスプレス』誌の女性編集長（ジルー）を閣外相に就任させたことも新政権の目玉となった。

しかし、経済政策に関しては、石油危機直後の困難な時期の舵取りとなった。スタグフレーションをはじめとして急速に成長した産業社会の歪みが露呈されたこの時期、改革政策は七三年末から続いている危機からの救済とはならなかった。インフレ抑止のための緊縮政策を中心に据えた七四年六月のフルカード蔵相の計画（フルカード・プラン）⁽⁷⁾は、有権者の不満を買った。七五年には、二〇年ぶりに国民総生産成長率が一・五％に後退し、七五年末には失業者数は九〇万人を越えた。同年九月、総額三〇〇億フランに上る需要喚起政策⁽⁸⁾「景気活性化計画（シラク・プラン）が決定され、翌年にかけて世界的景気の回復と重なって生産の回復がもたらされたが、それも一時的なものに終わった。

三 バール政府の緊縮政策と価格自由化政策

大統領との不和が原因で辞任したシラクを襲ったバール首相は緊縮政策を実施した。財政政策として歳出切り詰めが強調され、金融政策としてはそれまでの貸出量の規制ではなく、通貨供給量（M2）そのものの伸びを規制する方法が導入された。価格政策については、物価凍結を柱とする緊縮・引き締め措置に基づく古典的な安定化政策の時期（七六年九月から七八年秋）とその後の価格統制撤廃による価格自由化政策の時期に分かれる。

七六年九月に閣議決定された緊縮政策（パール・プラン）は、インフレの鎮静、貿易収支改善、財政赤字克服という三つの目標をもっていた。とくに、貿易収支の均衡が第一とされ、均衡の回復によって生産が上昇し、雇用も回復するという経済リベリズムの認識がその背景に見られた。社会保障均衡の回復のため一部償還額の減額と負担の増額、三か月間の物価凍結と公共料金据え置き、源泉徴収後の所得に対する課税の特別増税、ガソリン・自動車税などの間接税・社会税の増税、貸付制限、投資による経済刺激、対外貿易促進のための措置などであった。一連の物価凍結策とセットで行なわれたのがインフレ対策としての賃金抑制政策であった。これは、労働組合との合意形成を無視したいわば「一方的な賃金抑制」であり、先のシャバン・デルマスの「契約政策」からの大きな後退であった。

一九七八年九月、第二次石油ショック後には、パールは価格の自由化と市場経済への回帰政策によってフランス経済にリベリズムを導入しようと試みた。石油価格は一九七九年から八〇年にかけて新たに三倍に高騰した。工業製品は七八年半ば頃までにはほぼ全面的に価格は自由化された。流通マージン、サービス料金についてもほぼ自由化、公共料金についても、補助金に支えられた公共企業体の経営体質からの脱却が強調され、補助金が大きく削減された。⁹⁾しかし、この価格自由化政策には価格引き上げの暴走をチェックする十分な補完政策がとられなかったためサービスの値上げを惹起し、逆にインフレの口火となった。このパール政府の試みはフランスの伝統的なディリジスムからの脱却の試みであった。

第二章 社会党政権の政策——「大きな政府」から「小さな政府」への転換——

ジスカール・デスタンの目指したりベラルな先進社会の企図は左翼政権の誕生によって阻まれた。社会・文化

的リベリズムの試みの一方で、バール政府に見られた経済的リベリズムの萌芽は結局実を結ばなかった。経済パフォーマンスの悪化、保守陣営の分裂、左翼の伸長などに加えてジスカール・デスタン時代のテクノラート支配の政治はかえって国民を息苦しくさせたのであった。保守派のリベリズムは左翼に道を譲らねばならなかった。

一 ミッテランの「大きな政府」の実験

社会党政権は増大するインフレ（二四％）と失業（二六〇万人以上）問題に対処するため、ケインズの景気浮揚策、すなわち経済成長の回復、税収増大をはかり、その配当で雇用政策を最優先する一連の社会政策によって社会的平等是正を達成しようとした。社会党の評価によると、先のバールの「小さな政府」政策は「クリアンテイズム（顧客主義…とくにサービス業は保守の選挙基盤）」というべき一時的な人気取りのためにすぎない。ミッテランは七〇年代の経済的苦境からフランスが立ち直り、三％の成長率で景気回復することを公約として、そのために国有化政策を中心とした生産構造の再編成を企図した。サッチャーリズムやレーガノミクスの「小さな政府」と対照的な「大きな政府」の実験だった。⁽¹⁰⁾

ミッテランは雇用・労働政策として、八三年までに二一万人の公務員増加、若年層の職業教育促進、新規雇用創出を目的とする退職奨励のための連帯契約、週三五時間労働（八一年当時四〇時間）、年間五週間の有給休暇（当時四週間）を掲げた。経済政策として、年三％以上の成長、公共投資の拡大、低所得者層の所得引き上げによる需要拡大、五大企業グループ（C G E（電気公社）、サン・ゴバン社、ペシネ社、ローヌ・プーラン社、トムソン・ブラント社）、金融二行（パリ・オランダ銀行、スエズ銀行）および三六の事業銀行（全国の預金の九五％）などの国有化、また社会福祉政策として、最低賃金の引き上げと所得格差の是正、老齢年金・家族手当・住宅手当の引

き上げ、富裕税導入、労働集約企業の社会保障費負担の軽減などを掲げた。国有化による主幹企業の活性化を基礎とする景気回復と利潤増大の好循環の中で雇用拡大と社会保障充実を目指すというのがミッテラン社会党政権の主眼だった。これらの政策が真に構造的経済不況の決定的解決策となるのかという点では当初より疑問がもたれていた。

二 フランス社会党とリベラリズム

しかし、フランス社会党の特徴的な点はもともと階級政党でありながら、今日「賃金生活者(サラリエ)」の党として広範な有権者を擁護りベラルな性格を併せもっている。フランス社会党の根本理念は自由と社会主義の結合にある。それはソ連型社会主義とは区別されるべきこと、「自由左翼」(ジャン・ドフラヌ)、「社会民主主義」(ユーク・ポルトリ)などと呼ぶべき、いわば穏健左翼というべきである。

かつて『社会主義計画』において社会主義の中の「自由」が強調された。「自由なくしては社会主義はない。社会主義なくしては自由はない」、「社会主義計画の中に生き、これを育て、至る所に出現するものは自由」という立場は、従来の「ソ連型社会主義」と一線を画す意図を強調したもののだが、その一方では、反資本主義的立場から不平等(経済的格差)の消滅を説いていた。⁽¹⁾

この考えは、『行動方針宣言計画』(一九九〇年)のなかで何度も繰り返される。『行動方針』においては、先ず民主主義による「人間性を備えた個人の基本的欲求に応える社会の実現」が主張される。その欲求とは、自由、平等、男女(人間)の尊厳、安寧、責任、連帯など。そして、その実現は「改良主義」によるものとして、「民主社会主義」の歴史的過程に位置づけられる。

次いで、「社会的変化」への対応。官僚化した企業の凋落と資本主義がもたらす世界的規模の不平等や不均衡

を是正するためには「混合経済社会」の実現が求められる。「混合経済社会」は市場の原理を理解した上で公的権力や社会行動主体に対して「一般利益」のための目的を実現する手段を与える。そして、企業において雇用者は真の市民権を獲得する。

第三に、民主的政党としての社会党の在り方。人権・市民権の尊重、普通選挙と多元主義が強調される。同時に、全ての自由は相互関係をもっており、それが十分に行使されることによって民主主義は開花し、より深いものとなっていく。ここでも自由と平等の問題は「自由のための闘争は平等のための闘争と分かちがたい」という表現で改めて指摘された。¹²⁾

三 ミッテランのリアリズム——リベラリズムへの路線転換——

ミッテランの政策の要めともいうべき失業問題は悪化し続け（八三年には二〇〇万人へ増加）、物価上昇、貿易収支赤字（八一年四九六億フラン、八二年九三三億フラン）など事態は好転しなかった。そこで、政府は経済改善にはインフレ対策が急務であるとして緊縮政策に転じ、八二年六月賃金・物価凍結措置を打ち出した。社会党政権が成立させた労使の自由な団体交渉による労働協約は、その結果無効とされ、賃金引き上げは不可能となり、輸入製品、石油、ガス、電気、生鮮食料品などを除く殆どの価格が凍結された。一月に入ってこの凍結措置は一旦解除されたが、一部の部門では依然として価格の自由化は認められず、基本的には凍結路線が維持された（八五年まで継続、部分的には八六年初めまで）。ミッテラン自身、経済政策の失敗を認めた発言を行なったとも伝えられた。社会党政権の苦衷は明らかだった。

八四年に成立したファビウス内閣の経済政策は、緊縮政策と企業活性化を狙いとした減税策などによるさらなる「小さな政府」の試みであった。「ネオリベラリズム」への明らかな転換ともいえた。したがって、それ以後

社会党は経済政策論争で社会主義的側面を十分に強調できなくなってしまった⁽¹³⁾。

八五年予算案は、第二次大戦後最低の伸び率となり、経済再建を軸にした超緊縮型予算となった。歳入面では、所得税、法人税の減税、社会保障関係の国民・企業負担の軽減（一方で燃料消費税の引き上げ）、社会保障支出削減が打ち出された。財政赤字を八五年には前年の三・五%から三%以内に抑え込み、貿易収支は二〇億フランの黒字（前三三〇億フランの赤字）、物価上昇率も年率四%台に落ち着くと見込まれていた。懸念の雇用対策としては（失業者数二五〇万人を越えた）三〇億フランの職業訓練基金を準備した。とりわけ、問題が深刻化している若年労働者対策として、政府は「公益事業 (Travail d'utilité collective: TUC)」を創設した。

しかし、八六年までの社会党政府の成績は、一口で言うところ、インフレ抑止には成功したが、雇用および経済成長の面では失敗した。インフレの抑止については、ドルの低落（とりわけ八五年冬）、石油価格の低下という国際的好条件が指摘されるが、先に述べたモーロワ内閣の緊縮政策が大いに貢献した。物価および給料の凍結策（八五年まで継続、部分的には八六年初めまで）は功を奏し、企業の活性化、財政赤字の立直しに繋がったと同時に、物価上昇率はEC全体の平均と格差がなくなった。八一年に一四%を記録したインフレ率も、八二年には一〇%を切り、八五年には五%以下となった。西ドイツとのインフレ率格差も八一年の七%台から八五年には三%台にまで減少した。選挙直前の八六年三月一二日、政府は二月の小売物価が六六年六月（〇・一%）以来二〇年ぶりに〇・二%を割ったと報じた。

雇用問題に関しては、失業者は八五年には全就業人口の一〇・四%、およそ三〇〇万人に達したと言われた。また、経済成長率は政府公約の年三%を下回り、五年間の平均は僅かに一・一%に留まった。さらに、貿易赤字は恒常化し、八六年で二四〇億フランに達していた⁽¹⁴⁾。

第三章 シラクの新保守主義——ネオ・リベリズムへの転換⁽¹⁵⁾——

一 RPRの路線転換

一九八一年ミッテラン社会党大統領が誕生してから、RPRのリベリズムへの方向転換は明確になった。この当時UDFは大統領選挙の敗北による痛手から勢力の後退を余儀なくされており、本来UDFの主張であったリベリズムをRPRが奪うかたちとなった。しかも、国有化を訴えた社会党に対抗するスローガンとしての大規模な民営化の主張は対立軸を鮮明にするのに都合のよい対概念として喧伝され、これが、UDFのリベリズムとの違いを顕著にするシラクの「ネオ・リベリズム」の特徴となった。

国際的にもこの当時、西欧ではネオ・リベリズムが隆盛となりつつあり、RPRも従来の外交的自立を旗頭とするドゴール主義の精算が求められていた。八三年六月の中央委員会の「ヨーロッパ報告」では、NATOと結び付いたヨーロッパ共同防衛が主張され、欧州主義と大西洋主義の立場が明らかにされた。RPRは「リベラル保守主義」政党欧州共同体の自由主義政党を結集した欧州議会グループのヨーロッパ民主連合に接近した。

さらに、左翼政権の勝利による危機感に加えて、RPR内部の事情も変化していた。RPRは支持層の若返りとともにドゴール時代の保守イデオロギー政党から次第に脱皮しつつあり、新しい世代はむしろ合理的選択としてリベリズムを導入した。これには政策研究グループである「かけ時計クラブ」やジュペ前首相が率いた「クラブ89」などの影響が大きかった。

しかし、RPRからすると、ジスカール・デスタン時代の進歩的リベリズムは経済的ディリジスムと文化的リベリズムの混合したものであった。経済的には国家の影響、いわゆる伝統的重商主義（コルベール主義）が歴然としていた。また近代化のための諸政策は、放任主義と退廃というふうの一部では捉えられた⁽¹⁶⁾。

これに対して八三年に RPR がその路線として採用したりベラリズムは経済的リベラリズムと道徳秩序を特徴とした。前者は経済の非計画化・規制緩和、民営化・官僚制の阻止、社会保障システムの自由化などを意味した。後者は憲兵国家 (Erat-gendarme) と呼ばれ、それは国有化・規制などに見られる過度の国家介入を拒否する一方で、個人・財産の安全にとって国家の介入が不十分なことも拒否した。フェミニズムや環境擁護といった新しい問題への積極的取組にはむしろ批判的で当時のトゥーボン書記長の言葉では、「フェミニズムではなく家族、エコロジーではなく仕事と生活水準、地域主義ではなく国家、自由放任主義ではなく道徳（の方が重要である）」（一九八二年一月トゥールズ大会）と表現された。¹⁷

二 RPR と UDF

八〇年代半ばに行なわれた RPR の幹部に対する調査の結果では、RPR の幹部の五六%が、ブルジョワや特権的地位の裕福な家庭、あるいは幹部や指導者の管理者の家庭、そして自由業などのいわば社会上層部の出身者である。この点では今日の RPR もドゴール主義の系譜にあるといえることができる。

しかし、RPR そのものの体質は七〇年代の設立直後から八一年社会党政権成立にかけてドゴール主義からの脱却の傾向を示した。RPR はかつてのドゴール主義の国家介入による計画経済から経済的リベラリズムへと大きくシフトしたばかりか、リベラシオン（解放）時以来の伝統である国民連帯意識も次第に希薄化させた。

また、古い世代ほど、RPR を中道派と見る者の比率は大きく、若い世代ほど RPR を中道右派（保守〈筆者〉）とみる傾向をもつ。ドゴール派（RPR 及びその前身）に入党した時期に分けて考えると（一九四〇―七五年・七六―八〇年・一九八一年の三つの時期）、第一の時期に加盟した幹部のうち、RPR を中道と見る幹部は五五%超え、四〇%弱が中道右派だと考える。第二の時期では、この傾向は逆転し、RPR を中道派とするものは約

三六%、中道右派とするものは約五八%で、これが第三の時期になると、七〇%近くがRPRを中道右派と考え、中道派とするものは二七%ほどとなる。それぞれの時期の政権とドゴール派の位置付けによってスタンスの取り方が変化しており、とくに社会党政権成立以後は野党第一党として保守的傾向を強化していったことは明らかであった。⁽¹⁸⁾

三 シラクのネオ・リベラリズムによるフランスの再建

八六年に保守共存^{コソビクシオン}の下で政立したシラク政府のネオリベラリズムとは、先ず資本（ブルジョワジー）側に立つという意味で保守的な性格のものとして捉えた上で、(1)急速かつ広範な民営化の試み、(2)シラクの治安対策に象徴的に見られた権威主義的なスタイルを特徴として指摘しておこう。八八年大統領選挙までに成果を問われたために、シラク政府が性急にならざるをえなかったという事情も反映されていた。

八六年の政権発足以来、社会党政府下に築かれた体制を根底から覆すべく、シラクは早急にその一連の改革に着手した。六五にのぼる国有化企業の民営化をはじめとして、挫折したとはいえ、学生改革に至るまで競争原理導入によるフランス社会全体の変革がその目的であった。一九八六年七月二〇日、記者会見の席でシラクは「年末には、フランスはこれまでになかった価値システムをもつことになるだろう」と、その新たな政治理念による改革とそれに対する自信のほどを表明した。

政府によると、「政府の活動は、自由化と国民的連帯という仕事を完成させるべき第二の局面に突入した。それは、フランスが世界の経済諸大国の中にその地位を再び見出し、フランス国民が尊厳をもち、安全で平和に暮らすことができることを目標とする。」⁽¹⁹⁾とりわけ、経済政策面では、フランス経済およびその機能諸条件の刷新、行政・財政上の拘束の軽減による経済的諸要素の自由化、競争原理の導入、経済の国家からの解放が引き続いて

主張された。反ケインズ・反社会民主主義的傾向にその経済政策の要諦はあった。

四 大規模な民営化

八月六日民営化法は、シラク政府成立後わずか五か月に満たない期間での迅速な決定であった。六六社と二七の独立グループによる九〇万人を対象とした大規模な民営化計画であった。八六年一月のサンゴバン社（建材）を皮切りに、八八年一月のマトラ社（軍事・宇宙産業）に至るまで一三社が民営化された（二〇の大企業グループヘルフ・アキテーヌ、サンゴバン、パリバ、CGE、CCF、アバス、ソシエテ・ジェネラル、TFI、スエズ、マトラ）と中堅銀行三行（ソジェネル、BIMP、BTP）。サンゴバン社一五〇万人、パリバ（金融）三八〇万人、ソシエテ・ジェネラル（金融）二二〇万人の小口株主が誕生した。平均すると、サラリーマンの二人に一人が株主になったといわれ、一二社（マトラ社を除く）で二二〇億フラン相当の株式が売却された。しかし、八七年一〇月の株式暴落でパリ株式市場も大混乱に陥り、暴落以後に売却されたスエズ社（金融）株は相場付けの時点で売却予定価格を一七・六％も下回った。政府はその後には予定されていたマトラ社、UAP（保険）の民営化を延期せざるをえなかった。

しかし、その後も政府は強気で八八年一月には民営化を再開し、マトラ社の民営化に踏み切った。それまでの民営化に比べ小規模なものにとどまざるをえなかったが、それでも結果的には当初の目標一五万人を上回る三〇万人の小口株主を獲得した。

自由主義・競争原理導入のため経済の国家からの解放をめざす保守政府にとって、民営化とならんで減税もひとつの重要な柱であった。政府は八七年九月には自動車及び二四〇cc以上のモーターバイクのVAT（付加価値税）を二八％に、一二月にはレコードとカセットのVATを三三・三％から平均一八％に下げた。VAT減税

六九億フラン、個人減税一〇三億フラン、企業減税一四五億フランとなった。大統領選挙に向けた人気とり政策とも言われたが、一連の減税措置による国庫収入減は民営化による収入で補填される見通しであった。

また、情報伝達の自由化とも関連して話題を提供したのは、テレビ（とくに第一チャンネルTF1）の民営化である。八六年八月、情報伝達自由化法案が議会で可決（十一月にはメディア集中化制限法案可決）。十一月、情報伝達自由国民委員会（CNCL）が正式に設立、二月には先ず第五、第六チャンネルの新社主が決まった。とくに、前者は当初TF1社主の有力候補として挙げられた『フィガロ』『フランス・ソワール』などの有力紙社主でもある右翼支持者エルサンに決まった。TF1については四月、CNCLは予想よりも早くまた大方の推測を裏切って、フランス最大の土木業者ブーイグを社主（総資本の五〇%、三〇億フラン、残り四〇%は一般売却、一〇%が社員向け）に決定、有力候補と目されていたアシエット（国際的多角マスメディア・出版）は敗れた⁽²⁰⁾。

その他の分野でも社会党政権時とは異なった法案が続々と提案された。政府が重要法案のひとつとみなしていた選挙法改正（小選挙区制への復帰）については、ミッテランはオルドナンスへの署名を拒否した（一般法案として、結局一〇月二四日に上院を通過した）。さらに、時間外労働の規制緩和などを目的とする労働時間調整法案（当初オルドナンスとして提出。一二月一七日にミッテランは署名を拒否。二〇日に前記法案同様議会で可決したが、その後八七年一月二三日憲法評議会はこれを廃案、三月一八日閣議で法案化・承認、四月二〇日上院で可決した）、病院内の各専門「科」の復活（八四年廃止）、公立病院内の私営部門重視、院内での医師の自由活動（個人の資格による診療）を奨励する病院改革法案、民営刑務所の設置法案（刑務所間での囚人待遇格差が生まれると懸念された）なども議論を呼んだ。

五 治安・テロ対策——權威主義のイメージ——

フランス経済の立直しの一方で、シラクが早急に取り組まねばならなかったのは治安・テロ対策であった。とりわけ、一九八六年春から秋にかけて吹き荒れた相次ぐ爆弾テロ騒ぎは一時的にパリ市民を恐怖のどん底に陥れた。

一九八六年二月三日から三日連続（合計一九人負傷）、三月にはTGVなど二件（二人死亡、三八人負傷）、七月一件（二人死亡、二二人負傷）、九月初めにリヨン駅列車中（未遂）、八日パリ市庁舎内郵便局（二人死亡、一八人負傷）、一二日デファンス地区商店街のキャファテリア（四一人負傷）、一四日シャンゼリゼ、パブ・ルノー（警察官〈平和守護隊（ギャルディアン・ド・ラ・ペ）〉一人死亡、一人負傷）、一五日シテ島の警視庁（二人死亡、五人負傷）、一七日レンヌ通り百貨店タチの前（七人死亡、五一人負傷）、一八日レバノンで軍事アタッシュ（大佐）殺害。一月ルノー公団代表取締役ベス殺害。七月と十一月はアクション・ディレクト（「直接行動」）、他はアラブ中東政治犯連帯委員会（CSPPA）の犯行だった。

この間、一方では三月にアンテンヌ2（テレビ第二チャンネル、現在F2）のジャーナリスト四人、一月にも二人がレバノンで捕虜になった。一連の捕虜やテロは、レバノン駐留停戦監視のための国連暫定軍（UNIFIL）六〇〇〇人近くのうちフランス兵が一四〇〇人を占めたことにみられる、その対中東政策を背景にしていた。しかし、より直接的には八二年のパリ米国外交官補暗殺犯人とみなされるレバノン革命武装部隊（FARL）首領アブダラの釈放（八五年に逮捕）を要求したものであった（七月には文書偽造、武器・爆発不法所持を理由に僅か四年の拘留刑、八七年二月にやり直し裁判で無期懲役）。

シラクは、断固として脅しに乘らないという強硬姿勢を示した。九月には、EC・スイス以外の外国人に入国査証の義務づけ、国境管理強化のための軍隊動員、さらに拘留中のテロリスト釈放の意志のないことを表明した。

この態度については、シリアなどとの裏とり引きを暴露され、批判される一幕もあったが、基本的には与野党両陣営からの支持を得ていた。九月末以後無差別爆弾テロがピタリと止んだことは、シラクの得点するところとなった。

八七年二月二日には、極左アクション・ディレクト（「直接行動」）の中心メンバー四人、三月二日には爆発物を不法所持したチュニジア人・アラブ系フランス人のグループ、四月二六日にはレバノン人らの八人組が逮捕された。

今日深刻な問題となっている覚醒剤常用などの青少年の非行、移民取締政策に関連して、「テロリストたちをテロる」と豪語したパスクワ内相は警察権力強化をもつて臨み、勇み足から過剰警備と悪評を買った。治安対策の一環としての身元検査・確認、非行・犯罪防止、テロ防止、刑罰適用の四つについての法案は、いずれも八六年八月承認された。また、とりわけ移民問題との関連では、フランス生まれの外国人子女・フランス人との婚姻者などを対象とするフランス国籍取得制限のための法律案も物議を醸し出した。これに反対する社会党など野党勢力を中心とする街頭デモも組織された。

こうした一連の治安強化政策は、成果そのものに対する評価とは別に、シラク政府の強硬さと高圧的なイメージを国民に与え、ドゴールの権威主義を彷彿させた。⁽²¹⁾

第四章 国家指導的民営化 (State-diriged privatisation)

一 フランスの国有化と民営化——ミッテラン社会党政権一九八三年—八六年の民営化——
レジスタンス綱領（国民抵抗評議会）に基づいた国有化企業の民営化は社共ばかりでなく、第四共和制以来、

保守陣営の急進派、MRP（人民共和運動、カトリック系、ドゴールの支持基盤、カトリック系）によってもタブー視されていた。

しかし、実際にはシラク政府以前の八三年から八六年の間、社会党政府の下で徐々に民営化（ミッテラン時代の「静かな民営化」「隠された民営化」）は進んでいた。(1) 国有企業の子会社七〇社の民間企業への売却（国营企業トムソン社の子会社 Compagnie des Lampes のフィリップス社への売却など）、(2) 経営参加を認める証券の発行、八四年一月以後は株式証券の形式による国营企業の株式市場での資本調達（ソシエテ・ジェネラル、アバス、ペシネ、ロヌブール、CIC、スエズ、BNP、クレディ・リヨネなど五〇〇億フラン）、(3) 国营企業の子会社株式の公開売却（一九八五年 Saint Gobin Emballage の株の一五%）などのパターンがあった。⁽²²⁾

長い間フランス経済は国有・民間企業によるいわば混合経済体制として知られていた。ミッテラン社会党政権当初の国有化政策もその点ではむしろドゴール時代の延長だったと言えた。そして、一般には、民間企業よりも国营企業の方が業績を上げており、民営化の成功は困難と考えられていたことからすると、大規模な民営化をわずかの期間に成功させたことは驚きだった。

II popular capitalism か big-business capitalism か

民営化企業の株の売却は大体、一〇%を従業員、一五%を外国資本、五〇%を一般投資家、二五%を「安定株(un noyau dur 安定株主)」を含む約一〇ほどの大株主に割り当てられた。この配分を見ると、当時シラク政府が保有株の分散化と集中化との間で逡巡していたと見られる。しかしいずれにせよ、先に述べたように多数の小口株主が誕生したこと（八五年の時点では五〇万人、八七年には八〇〇万人）は確かであり、この点を強調する立場からは、安定株主はあくまでも文字どおり「安全弁」としての機能をもつにすぎず、いわば popular capital-

ismの第一歩と解釈される。

しかし、小口株主は新しい出資者を意味するにすぎず、小株主には実質的な権利はないとする見方もある。これは、小口株主の代表は企業によって選出された象徴的存在にとどまること、また小口株主の中には家族名義で購入したものも多く、所帯数で数えると購入者の実数ははるかに少ないこと、さらに一年内に株を手放した所帯数は四〇〇万とも言われ、八七年九月には民営化以前の状態に戻ったと見られる。⁽²³⁾

三 堅固な中核株主層

その場合重要な役割を果たしたのは安定株主の存在であった。主要株主は先のとおりそれぞれが一般売却よりも5%も割高な価格で全体の〇・5%から5%程度の株式を保有し、全部で二〇%から三〇%程度がこの安定株主層の保有になる。シラク政権の民営化法では、株式売却後の民営化企業的主要株主として少数の国有化対象銀行・金融会社、保険会社、同族支配の民間企業グループなどで構成する「堅固な中核株主グループ（＝民営化法では、少数中核株主グループ＝ND。安定株主グループ＝GAS）」が重要な地位を占めていた。民営化法では取締役会の承認なしには株式売却は二年、譲渡は三年間禁止されていた。

安定株主は、フランスの資本力の貧弱さを外国資本から保護することを目的としたが、民営化の本質的意義である経済的リベリズムの本意にそぐわないものだった。そして、これは「国営化もなく、民営化もない」として状況を見合わせ、その後ベレゴボワ蔵相の指導下に混合経済体制を唱えて、実際には小規模の民営化を徐々に押し進めていった、八八年以後の第二次ミッテラン政権にも形を変えて引き継がれていった。八九年一月に政府はこれらGASに対して株式譲渡の自由を許可、六月にはND解体法を成立させたが、実際にはそれまでも大幅な保有株式の移動があった。

たとえば、サンゴバン（ガラス建材）の当初のNDはBNP（パリ銀行）、UAP（パリ保険連合）、スエズ（預金銀行）があわせて一〇%の株式を有していた。八八年半ばにはそれぞれが株式の保有数を増やすと同時に新株主も加わって、GAS（＝ND）は二二%に達した。ソシエテ・ジェネラル（＝SG、戦後国有化された第三位の銀行、八七年民営化された）、スエズなども同様であった。このようにGASとしては、国有・民間保険会社、国有・民営銀行が多くの場合入っている。²⁴

四 国家指導的民営化

シラク政権の民営化は政府主導、とくにバラデュール財政・民営化相のほとんど個人的な主導によって行なわれた。売却株の価格決定に際しても民営化委員会や銀行などの諮問は行なったが、最終的にはバラデュール自身が決定したと言われる。

また、外国資本に対しては厳しい規制が課せられた。外国資本に対しては最大で二〇%の株式保有しか認められなかった。各社の保有株数は一〇%に制限された。さらに、銀行部門には許可制、兵器部門には届け出義務が課せられた。直接的ではないまでも様々な形で規制による縛りが存在した。さらに、これは社会党政権時の国営化企業についても同じことが言えたが、民営化企業の代表にはしばしば政府関係者が就任した。伝統的な国家介入主義は明らかだった。²⁵

左翼はこうした経営サイドと国家の連携をかつての「二〇〇家族」に例えつつ、「老いた政治財政ノーマンクラッソーラ」と痛罵した。結局国家の「撤退」はなかったのである。

終章 比較の視座からのフランスの新保守主義・ネオリベリズム

——ディリジスムからの「解放」——

一 英仏民営化比較

両国民営化の共通点としては、第一に、他のヨーロッパ諸国の限定的・部分的な民営化と比べて英仏の民営化は本格的で全般的なものだった。民営化の規模が違っていた。第二に、イデオロギー上の動機に関して、社会主義に対抗する戦略としての国家主義的政策であることが指摘できる。フランスでは、ディリジスム（国家主導主義・統制経済）・コルベールイズム（重商主義）、イギリスでは集団主義的合意に対抗する。第三に、国营企業の非効率性を脱するには市場原理の導入が必要という認識。第四に、産業合理化、厳しい労働政策の強化、第五に、小口株主にみられる大衆資本主義を意図したことなどが指摘できよう。

しかし、その一方で両者の民営化は以下の点で異なっている。まず、イギリスでは民営化は経済構造の変化を意図したものであったのに対して、フランスの場合には経済のルールを変化させること、つまり自由競争の原理の一般化そのものにあつた。株式市場の育成も大きな課題であつた。第二に、イギリスでは、British Gas・British Telecomなどの独占企業体、また国营航空までもその対象となつたが、フランスではガス・電気・テレコムなど、さらに航空宇宙・航空機などの戦略的国益に直接に関連する公共部門の民営化は予定に上らなかつた。第三に、フランスでは民営化は憲法や法の制約を受けた。国務院や憲法評議会が株主の権利、株価決定、外国株などに関する自由裁量を制限した。イギリスではこうした法的拘束要因はほとんどなかつた。⁽²⁶⁾

二 デイリジスムからの「解放」

一九七九年に英国で政権に就いたサッチャー首相の政策は、経済的リベラリズムを中心に見ると、(1)インフレ抑止のために通貨供給の増加率を低下させること、(2)経済の公共部門の縮小、市場志向型の経済への転換、(3)労働市場の自由化、(4)これらの政策群を実行するための前提としての政府の権威の復活が指摘される⁽²⁷⁾。

他方、ギャンブルによるサッチャリズムの特徴の三つの議論を借りながら、保守主義支配の戦略的観点から捉える見方がある。ギャンブルは、(1)ヘゲモニック・プロジェクト・信用を失った戦後社会民主主義的合意を新しい合意に変える、一種の意識・文化革命。(2)蓄積戦略・国際競争力を回復するための新たな蓄積体制の構築。(3)統治術・サッチャリズムを経済戦略としてよりも、政権の掌握・権力の運営の政治的プロジェクトとして捉える。その点では国家―社会関係の権威主義的再編による国家権威の回復、保守党権力基盤の維持拡大といった点に焦点を当て、そこに新「保守主義」の本質を見い出す立場である。この政治的プロジェクトとしてのサッチャリズムは、政府内部でのトップダウン的リーダーシップの展開をも意味した⁽²⁸⁾。

フランスではUDFなど保守中道派にとってはリベラリズムは固有のものであった。RPRのリベラリズムへの傾斜は、当時の政治的局面と深く関わりながら、権威的リベラリズムの性格をもっていた。その意味では、シラクのRPRに特徴的な道徳秩序という伝統・権威を重んじる傾向と民営化を基調とする経済的リベラリズムは、ヴィクトリア時代の価値観を再認識したサッチャー主義と似ていた。

しかし、フランスの民営化は大きな限界を露呈した。イギリスと比較すると、よりはるかに国家指導的民営化であり、従来の戦後混合経済体制からの継続性をもっていた。その意味ではフランスの新保守主義・ネオ・リベラリズムはデイリジスムからの「解放 (disengagement)」(Schmidt)にとどまったと言った方がよい。社会・生産構造上の変革としての本格的な保守革命ではなかった。左右のイデオロギー対立が曖昧となり、左右の対立

は生産関係や社会構造をめぐるものではなく、より日常的な生活レベルでのイシューをめぐるものになってきている現代的な潮流のなかで、実質的にはリベラリズムの原則の定着を意味した。構造そのものの変化ではない。しかも、民営化の程度はイギリスより小さかった。

しかし、政治的スペクトラムの上でRPRは板ばさみ状態におかれていた。すなわち、その右では極右FNが権威的・伝統的価値観からナシヨナリスティックな主張を展開し、その左では、よりリベラルなUDFが存在するという現実があった。したがって、かつて第四共和制時代にドゴールが一部でファシストとして位置づけられたような右寄りのスタンスを選択することはRPRには不可能だったのである。それゆえに、左右の政策が収斂してくるにしたがって、RPRがUDFの主張をとってリベラリズムへと傾斜していったのはある意味で自然だったのである。

- (1) Frears, John, "Liberalism in France" in Kirchner, Emile, *Liberal Parties in Western Europe*, Cambridge University Press, 1988, pp. 124-150. もちろん、旧ドゴール派と中道派が歴史的な意味で、時代的な背景を超越して厳密にポナパルト主義者であるかオルレアニストであるかということとは簡単に結論できることではない。
- (2) ドゴール以後（一九六八年）のドゴール主義については、Knapp, Andrew, *Gaullism since de Gaulle*, Dartmouth, 1994
- (3) 政治史については、むしろあたり、Bernstein, S. et Milza, P., *Histoire de la France au XXe siècle*, éditions complexes, 1994, Chapsal, J., *La vie politique sous la Ve République*, PUF, 1987. 拙書『フランス現代史』中央公論社、一九九八年。
- (4) 長部重康「戦後フランスの経済発展」「失業と労働」長部重康編『現代フランス経済』有斐閣 1983年。葉山澁『現代フランス経済論』日本評論社、一九九一年。Eck, J-F., *Histoire de l'Economie française depuis 1945*, Armand Colin, 1990.
- (5) ジスカール・デスタン『権力と人生』読売新聞社、一九九〇年（原著一九八七年）、三六一—三六二頁。Ber-

stein et Milza, *op. cit.*, p. 152.

(6) その他ハンディキャップを持つ人々の指導計画(七五年六月) 失業者に給与の九〇%を一年間保証する「待機補助手当」(七四年一〇月)・退職年金給付年齢下げ・労働時間短縮などがあった。

(7) 法人税・所得税などの増税、預金金利の引き上げ、公共料金値上げ、財政緊縮、エネルギー節約など。また一九七五年には経済状況は極めて厳しかった。インフレはやや緩やかになってきてはいたが(一九七四年・一五・二%、七五年・一一・一%、七六年・九・六%)、生産力は落ちていた。

(8) 家計消費に対する特別援助(児童手当や低所得層に対する老齢年金での一時金支給)、公共施設への投資、設備購入に対する租税援助の拡大(八年以内に償却という条件がなくなり、重機械へも適用可能)、鉄鋼や情報産業の投資に対する貸付、通常九月に行なう企業の直接税納入の六カ月延期など。前年度所得税に対して行なった臨時徴収の繰り上げ返済、公共住宅への助成など特定の階層に対する「小出しの支援」。四月には設備投資援助プラン(総額一五七億フラン、電話施設計画や国有企業への貸付、八年以内に償却可能な設備投資に対する租税援助、中小企業・輸出企業に対する低利貸付)、九月補正予算での経済発展計画(シラク・プラン)など。

一方、金融面の緩和としては、公定歩合は七五年一月から九月まで五回にわたって引き下げられた(二三%から八%。成長率七五年〇・九%(前半マイナス〇・九%、後半プラス一・八%)に対して七六年はそれを一・二%押し上げた。この二年間で一六万人の雇用が創出された。景気浮揚策と世界景気の回復とが重なってフランスの経済成長率が急激に上昇した様子が見られた。しかし、この成長は貿易収支の不均衡によってフランが売りを浴びせられ、欧州通貨制度のヘビから再び離脱(七六年三月離脱、七四年一月離脱、七五年七月EMS復帰)。邦語文献では、葉山前掲書 二二―二九頁。

パール・プランは漸次的な経済回復に寄与していた。経済成長はそれ以前に比べて低いとはいえ(七六年・七七年三%)、継続していた。インフレは治まりつつあり(七六年九・九%、七七年九%)、支払収支の赤字は七七年末には解消し、財政赤字は大幅に減少、フランも安定した。しかし、失業は、七七年四月に全国雇用契約が締結されたにもかかわらず、依然として上昇し続けていた。七月には一一五万人、七八年末には一三〇万人に達した。パール・プランは、必ずしも市民の日常生活の中で明確な形で成果を見せたわけではなかった。

(9) 葉山三三―四九頁。

- (10) さしあたり、拙書『ミッテラン時代のフランス』芦書房、一九九一年、葉山、長部前掲書参照。
- (11) 『社会主義計画 (Le Projet socialiste)』邦訳『世界週報』、一九八一年六月二三日、三〇日、七月七日、一四日号。
- (12) 党機関誌 *Le Poinç et la rose, congrès de Rennes, 15-16-17-18 mars 1990, Motions Nationales d'Orientation—Déclaration de Principes*, Parti Socialiste, No 130, janvier 1990. (一九九〇年『行動方針宣言計画』)
- (13) Hall, P., "L'évolution de la politique économique sous Mitterrand" dans Hoffmann, S. et Ross, G., *L'expérience mitterrand, continuïté, et changement dans la France contemporaine*, PUF, 1988, pp. 78-101.
- (14) 前掲拙書 二二二—二二三頁。
- (15) 大嶽秀夫「フランスにおけるネオ・リベラリズム合意の形成」『法学論叢』京都大学法学会、第一四〇巻、第一・二号、一九九六年十一月、二五—五七頁。同論文は本稿執筆において大いに参考にさせていただいた。同論文はジスカル・デスタン時代に遡って広範に文献を渉猟した好論文。シラクのネオ・リベラリズムをイデオロギーとして公式の政府のレトリックであったと捉えている。
- (16) Baudouin, Jean, "Le <moment néo-libéral> du RPR: essai d'interprétation" dans *Revue des sciences politiques*, décembre 1990, no 6, pp. 830-832.
- (17) Ibid., p. 833.
- (18) Brechon, P., Derville, J. and Lecomte, P., "L'univers idéologique des cadres RPR" dans *Revue Française des Sciences Politiques*, vol 37, no5, octobre 1987, pp. 675-695. Lecomte, P., "Comment viennent-ils à la politique? L'engagement des nouvelles recrues du RPR" dans *Revue Française des Sciences Politiques*, vol 39, no 5, octobre 1989, pp. 683-699.
- (19) *Lettre de Matignon*, Service d'Information et de Diffusion du Premier Ministre, le 31 mars 1986.
- (20) 民権化びくくびく『論文を綴る』ちくま出版、Schmidt, V., *From state to market*, Cambridge University Press, ch. 5 "Dirigiste disengagement", pp. 132-163. Tuppen, J., *Chirac's France 1986-1988*, Macmillan, 1991, pp. 176-200. Szij, Eric, "La nationalisation a-t-elle été un outil efficace de politique industrielle?" et

“Privatisations: logique industrielle de logique budgétaire?” dans *Regards sur l'actualité*, Mensuel no205, novembre 1994.

(21) 前掲拙書 二二七—二二六頁。

(22) Bauer, Michel, “The politics of state -directed privatisation: The Case of France, 1986-88” in *West European Politics*, October, 1988, vol. 11, no 4, pp. 61-62.

(23) *Ibid.*, pp. 57-58.

(24) 邦語文献では、藤本光夫「混合経済体制の確立と展開」『フランスの経済』早稲田大学出版。同「EC統合にかけるフランス独占資本の思惑」『経済』一九八九年七月。Schmidt, *op. cit.*, pp. 147-162 参照。

(25) Schmidt, V., “Business, the State, and the End of Dirigisme” in Keeler and Schain (ed), *Chirac's Challenge*, Macmillan, 1996, pp. 106-142.

(26) Vickers, John and Wright, Vincent, “The Politics of Industrial Privatisation in West Europe: An Overview” in *West European Politics*, October 1988, no 4, pp. 1-25.

(27) 河合秀和「サッチャー主義研究序説」学習院大学『法学』一五一頁。

(28) 阪野智一「政治的プロジェクトとしてのサッチャリズム」『EC経済統合とヨーロッパ政治の変容』一九九二年河合文化研究所 二八五—三四四頁。